



略	佐賀県北山少年自然の家	略	佐賀市
略	佐賀県北山少年自然の家	略	佐賀郡富士町

第十五条(佐賀県警察の組織に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後			改正前		
<b>別表(第八条関係)</b>					
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
佐賀県佐賀警察署	佐賀市高木瀬町	佐賀市(諸富町を除く)及び佐賀郡のうち東与賀町、久保田町	佐賀県佐賀警察署	佐賀市高木瀬町	佐賀市及び佐賀郡のうち東与賀町、大和町、富士町、久保田町
佐賀県諸富警察署	佐賀市諸富町	佐賀市のうち諸富町及び佐賀郡のうち川副町	佐賀県諸富警察署	佐賀郡諸富町	佐賀郡のうち諸富町、川副町

佐賀県警察署協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月四日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第五十九号

佐賀県警察署協議会条例の一部を改正する条例

佐賀県警察署協議会条例(平成十三年佐賀県条例第十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 平成十七年十月一日に委嘱される佐賀県佐賀警察署に係る協議会の委員の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十九年五月三十一日に満了する。

附則

この条例は、平成十七年十月一日から施行する。

参考資料

佐賀県警察署協議会条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後		改正前	
<b>附則</b>			
1・2 略	略	1・2 略	略
3 平成十七年十月一日に委嘱される佐賀県佐賀警察署に係る協議会の委員の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十九年五月三十一日に満了する。			

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月四日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第六十号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例(昭和四十六年佐賀県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第一項中「第四十三条第一項ただし書」の下に、「第八十六条第三項若しくは第四項又は第八十六条の二第二項若しくは第三項」を加え、同条第二項中「第八十六条第一項又は第二項」を「第八十六条第一項若しくは第二項又は第八十六条の二第二項」に改める。

第二十九条中「第二章及び第三章」を「第二章、第三章、第四章及び第四章の二」に、「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項」に改める。

別表第十号中「建築の許可」の下に「(次号に係る許可を除く。)」を加え、

「三万三千元」を「十六万円」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十の二 法第四十三条第一項ただし書の規定による建築の許可(建築審査会の包括的な同意(以下「包括同意」という。)を得ている許可に限る。)を受けようとする者

包括同意に係る建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料

三万三千元

別表第十一号中「三万三千元」を「四万五千元」に改め、同表第十五号中「建築等の許可」の下に「(次号に係る許可を除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十五の二 法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書又は第十二項ただし書(法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による建築等の許可(法第四十八条第十三項ただし書の場合の許可に限る。)を受けようとする者

建築審査会の同意等を要しない用途地域における建築等許可申請手数料

二万七千元

別表第十七号中「第五十二条第七項、第八項又は第十一項」を「第五十二条第十項、第十一項又は第十四項」に改め、同表第十七号の二及び第十八号中「三万三千元」を「四万五千元」に改め、同表第十九号を次のように改める。

十九 法第五十三条の二第一項第三号又は第四号(法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。)の規定による建築物等の敷地面積の制限に係る特例の許可を受けようとする者

敷地の周囲に空地を有する建築物等の敷地面積の制限に係る特例許可申請手数料

十六万円

別表第二十一号中「第五十五条第三項各号の規定による建築物の高さの許可」

を「第五十五条第三項各号の規定による建築物の高さ制限に係る適用除外の許可(次号に係る許可を除く。)」に、「高さの許可申請手数料」を「高さ制限の許可申請手数料」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十一の二 法第五十五条第三項各号の規定による建築物の高さ制限に係る適用除外の許可(包括同意を得ている許可に限る。)を受けようとする者

包括同意に係る建築物の高さ制限の許可申請手数料

三万三千元

別表第二十二号中「高さの許可」を「高さ制限に係る特例の許可(次号に係る許可を除く。)」に、「高さの特例許可」を「高さ制限の特例許可」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二 法第五十六条の二第一項ただし書の規定による建築物の高さ制限に係る特例の許可(包括同意を得ている許可に限る。)を受けようとする者

包括同意に係る日影による建築物の高さ制限の特例許可申請手数料

三万三千元

別表第二十三号の次に次の三号を加える。

二十三の二 法第五十七条の二第一項の規定による特例容積率の限度の指定を受けようとする者

特例容積率適用地区における特例容積率の限度指定申請手数料

四万五千元に二を超える敷地の数に一万三千元を乗じて得た額を加算した額

二十三の三 法第五十七条の三第一項の規定による特例容積率の限度の指定の取消しを受けようとする者

特例容積率適用地区における特例容積率の限度指定取消し申請手数料

六千四百円に敷地の数に五千六百円を乗じて得た額を加算した額

二十三の四 法第五十七条の四第一項の規定による建築物の高さ制限に係る特例の許可を受けようとする者

特例容積率適用地区における建築物の高さ制限の特例許可申請手数料

十六万円

別表第二十六号の次に次の五号を加える。

二十六の二 法第六十条の二第二項第三号の規定による建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者	都市再生特別地区における建築物の容積率等の制限に係る特例許可申請手数料	十六万円
二十六の三 法第六十七条の二第三項第二号又は第五項第二号の規定による敷地面積等の制限に係る特例の許可を受けようとする者	特定防災街区整備地区における敷地面積等の制限に係る特例許可申請手数料	十六万円
二十六の四 法第六十七条の二第九項第二号の規定による間口率等の制限に係る適用除外の許可を受けようとする者	特定防災街区整備地区内の間口率等の制限の適用除外許可申請手数料	四万五千元
二十六の五 法第六十八条第一項第二号、第二項第二号又は第三項第二号の規定による建築物の高さ等の制限に係る特例の許可を受けようとする者	景観地区における建築物の高さ等の制限の特例許可申請手数料	十六万円
二十六の六 法第六十八条第五項の規定による建築物の高さ等の制限に係る適用除外の認定を受けようとする者	景観地区における建築物の高さ等の制限の適用除外認定申請手数料	二万七千元

別表第二十七号から第三十二号までを次のように改める。

二十七 法第六十八条の三第一項、第二項又は第三項の規定による建築物の容積率等の制限に係る適用除外の認定を受けようとする者	再開発等促進区等における建築物の容積率等の制限の適用除外認定申請手数料	二万七千元
二十八 法第六十八条の三第四項の規定による建築物の各部分の高さ制限に係る適用除外の許可を受けようとする者	再開発等促進区等における建築物の各部分の高さ制限の適用除外許可申請手数料	四万五千元
二十九 法第六十八条の四の規定による建	区域特性等で区分して定め	二万七千元

建築物の容積率の制限に係る適用除外の認定を受けようとする者

三十 法第六十八条の五の二第二項の規定による建築物の各部分の高さ制限に係る適用除外の許可を受けようとする者	高度利用等を図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さ制限の適用除外許可申請手数料	四万五千元
三十一 法第六十八条の五の四第一項又は第二項の規定による建築物の容積率等の制限に係る適用除外の認定を受けようとする者	区域特性に応じた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率等の制限の適用除外認定申請手数料	二万七千元
三十二 法第六十八条の五の五の規定による建築物の建ぺい率の算定に係る建築面積不算入の認定を受けようとする者	地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の算定に係る建築面積不算入認定申請手数料	二万七千元

別表第三十四号中「第八十五条第四項の規定による仮設建築物」を「第八十五条第五項の規定による仮設建築物(次号に掲げる建築物を除く。)」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十四の二 法第八十五条第五項の規定による小規模仮設建築物(地階を除く階数が二以下かつ床面積が五百平方メートル以下の建築物に限る。)の建築の許可を受けようとする者	小規模仮設建築物建築許可申請手数料	五万五千元
---	-------------------	-------

別表第三十六号の次に次の二号を加える。

三十六の二 法第八十六条第三項の規定による一団地の建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者	総合的設計による一団地の建築物の容積率等の制限に係る特例許可申請手数料	十一万円に一を超え建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額
---	-------------------------------------	-----------------------------------

三十六の三 法第八十六条第四項の規定による一団の土地の建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者の制限に係る特例の許可を受けようとする者の制限に係る特例の許可申請手数料

既存建築物を前提とした総合的設計による一団の土地の建築物の容積率等の制限に係る特例許可申請手数料

十一万円に既存建築物を除く一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額

別表第三十七号中「同一敷地内建築物」を「一敷地内認定建築物」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三十七の二 法第八十六条の第二項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者	一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率等の制限の特例許可申請手数料	十一万円に一敷地内認定建築物を除く建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額
三十七の三 法第八十六条の第二第三項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可を受けようとする者	一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	十一万円に一敷地内許可建築物を除く建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額

別表第三十八号中「複数建築物の認定」を「一の敷地とみなすこと等の認定等」に、「現に存する建築物」を「建築物（既存建築物、一敷地内認定建築物及び一敷地内許可建築物を除く。）」に改める。

別表第三十九号の次に次の二号を加える。

三十九の二 法第八十六条の八第一項の規定による既存の一つの建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定を受けようとする者	既存の一つの建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定申請手数料	二万七千円
三十九の三 法第八十六条の八第三項の規定による既存の一つの建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限	既存の一つの建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限	二万七千円

限の緩和に係る全体計画の変更の認定を受けようとする者

の緩和に係る全体計画の変更認定申請手数料

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

建築基準法施行条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後

(適用除外)

第二十一条の二 この章の規定は、法第四十三条第一項ただし書、第八十六条第三項若しくは第四項又は第八十六条の二第二項若しくは第三項の規定により特定行政庁の許可を受けた建築物の敷地については、適用しない。

2 この章の規定は、法第八十六条第一項若しくは第二項又は第八十六条の二第一項の規定により特定行政庁の認定を受けた建築物の敷地については、適用しない。

改 正 前

(適用除外)

第二十一条の二 この章の規定は、法第四十三条第一項ただし書の規定により特定行政庁の許可を受けた建築物の敷地については、適用しない。

2 この章の規定は、法第八十六条第一項又は第二項の規定により特定行政庁の認定を受けた建築物の敷地については、適用しない。

(仮設建築物に対する特例)

第二十九条 第二章、第三章、第四章及び第四章の二の規定は、法第八十五条第五項の規定による許可を受けた仮設建築物については、適用しない。

(仮設建築物に対する特例)

第二十九条 第二章及び第三章の規定は、法第八十五条第四項の規定による許可を受けた仮設建築物については、適用しない。

別表(第三十一条の二関係)

納付義務者	手数料	額
一 九 略		
十 法第四十三条第一項ただし書の規定による建築の許認可(次号に係る許認可を除く。)を受け	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	十六万円

別表(第三十一条の二関係)

納付義務者	手数料	額
一 九 略		
十 法第四十三条第一項ただし書の規定による建築の許認可(次号に係る許認可を除く。)を受けようとする者	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	三万三千元

ようとする者	十の二 法第四十三 条第一項ただし書 の規定による建築 物の許可(建築審査 会の包括的な同意 (以下「包括同意 という)を得てい る許可に限る)を 受けようとする者	包括同意に係る 建築物の敷地と 道路との関係の 建築許可申請手 数料	三万三千元
十一 法第四十四 条第一項第二号の規 定による建築の許 可を受けようとし る者	十一 法第四十四 条第一項第二号の規 定による建築の許 可を受けようとし る者	公共便所等の道 路内における建 築許可申請手数 料	四万五千元
十二 略	十二 略	用途地域におけ る建築等許可申 請手数料	十八万円
十五の二 法第四 十 八条第一項ただし 書、第二項ただし 書、第三項ただし 書、第四項ただし 書、第五項ただし 書、第六項ただし 書、第七項ただし 書、第八項ただし 書、第九項ただし 書、第十項ただし 書、第十一項た だし書又は第十二 項ただし書(法第八 十七条第二項若し くは第三項又は第 八十八条第二項に おいて準用する場 合を含む)の規定 による建築等の許 可(法第四十八 条第十三項ただし 書の場合の許可に 限	十五の二 法第四 十 八条第一項ただし 書、第二項ただし 書、第三項ただし 書、第四項ただし 書、第五項ただし 書、第六項ただし 書、第七項ただし 書、第八項ただし 書、第九項ただし 書、第十項ただし 書、第十一項た だし書又は第十二 項ただし書(法第八 十七条第二項若し くは第三項又は第 八十八条第二項に おいて準用する場 合を含む)の規定 による建築等の許 可(次号に係る許可 を除く)を受けよ うとする者	建築審査会の同 意等を要しない 用途地域におけ る建築等許可申 請手数料	三万七千元
る)を受けよう とする者	十六 略	建築物の容積率 の特例許可申請 手数料	十六万円
十七 法第五十二 条第十項、第十一 項又は第十四項の規 定による建築物の容 積率に関する特例 の許可を受けよ うとする者	十七 法第五十二 条第十項、第十一 項又は第十四項の規 定による建築物の容 積率に関する特例 の許可を受けよ うとする者	建築物の容積率 の特例許可申請 手数料	十六万円
十七の二 法第五十三 条第二項の規定に よる壁面の指定 又は壁面の位置の 制限がある場合の 建ぺい率に関する特 例の許可を受け ようとする者	十七の二 法第五十三 条第二項の規定に よる壁面の指定 又は壁面の位置の 制限がある場合の 建ぺい率に関する特 例の許可を受け ようとする者	壁面線の指定又 は壁面の位置の 制限がある場合 の建築物の建ぺ い率に関する特 例の許可申請手 数料	四万五千元
十八 法第五十三 条第五項第三号の規 定による建築物の 建ぺい率に関する 制限の適用除外に 係る許可を受けよ うとする者	十八 法第五十三 条第五項第三号の規 定による建築物の 建ぺい率に関する 制限の適用除外に 係る許可を受けよ うとする者	建築物の建ぺい 率に関する制限 の適用除外に係 る許可申請手数 料	四万五千元
十九 法第五十三 条の二第一項第三号 又は第四号(法第 五十七條の五第三 項において準用す る場合を含む)の 規定による建築物 等の敷地面積の制 限に係る特例の許 可を受けようとし る者	十九 法第五十三 条の二第一項第三号 又は第四号(法第 五十七條の五第三 項において準用す る場合を含む)の 規定による建築物 等の敷地面積の制 限に係る特例の許 可を受けようとし る者	敷地の周囲に空 地を有する建築 物等の敷地面積 の制限に係る特 例許可申請手数 料	十六万円
二十 略	二十 略	建築物の高さ制 限の許可申請手 数料	十六万円
二十一 法第五十五 条第三項各号の規 定による建築物の 高さ制限に係る適 用除外の許可(次 号に係る許可を除 く)を受けよう とする者	二十一 法第五十五 条第三項各号の規 定による建築物の 高さ制限に係る適 用除外の許可(次 号に係る許可を除 く)を受けよう とする者	建築物の高さ制 限の許可申請手 数料	三万三千元
二十二 法第五十六 条の二第一項た だし書の規定による 建築物の高さ制限 に係る特例の許可 を受けようとする 者	二十二 法第五十六 条の二第一項た だし書の規定による 建築物の高さ制限 に係る特例の許可 を受けようとする 者	日影による建築 物の高さ制限の 特例許可申請手 数料	十六万円
る)を受けよう とする者	十六 略	建築物の容積率 の特例許可申請 手数料	十六万円
十七 法第五十二 条第十項、第十一 項又は第十四項の規 定による建築物の容 積率に関する特例 の許可を受けよ うとする者	十七 法第五十二 条第十項、第十一 項又は第十四項の規 定による建築物の容 積率に関する特例 の許可を受けよ うとする者	建築物の容積率 の特例許可申請 手数料	十六万円
十七の二 法第五十三 条第二項の規定に よる壁面の指定 又は壁面の位置の 制限がある場合の 建ぺい率に関する特 例の許可を受け ようとする者	十七の二 法第五十三 条第二項の規定に よる壁面の指定 又は壁面の位置の 制限がある場合の 建ぺい率に関する特 例の許可を受け ようとする者	壁面線の指定又 は壁面の位置の 制限がある場合 の建築物の建ぺ い率に関する特 例の許可申請手 数料	三万三千元
十八 法第五十三 条第五項第三号の規 定による建築物の 建ぺい率に関する 制限の適用除外に 係る許可を受けよ うとする者	十八 法第五十三 条第五項第三号の規 定による建築物の 建ぺい率に関する 制限の適用除外に 係る許可を受けよ うとする者	建築物の建ぺい 率に関する制限 の適用除外に係 る許可申請手数 料	三万三千元
十九 法第五十四 条の二第一項第二号 の規定による建築 物の敷地面積の許 可を受けようとし る者	十九 法第五十四 条の二第一項第二号 の規定による建築 物の敷地面積の許 可を受けようとし る者	建築物の敷地面 積の許可申請手 数料	十六万円
二十 略	二十 略	建築物の高さの 許可申請手数料	十六万円
二十一 法第五十五 条第三項各号の規 定による建築物の 高さの許可を受け ようとする者	二十一 法第五十五 条第三項各号の規 定による建築物の 高さの許可を受け ようとする者	建築物の高さの 許可申請手数料	十六万円
二十二 法第五十六 条の二第一項た だし書の規定による 建築物の高さの許 可を受けようとし る者	二十二 法第五十六 条の二第一項た だし書の規定による 建築物の高さの許 可を受けようとし る者	日影による建築 物の高さの特例 許可申請手数料	十六万円

<p>(次号に係る許可を除く)を受けようとする者</p>	<p>二十六条の二 法第五十二條の二 第一項 日影による建築物の高さ制限の特例許可申請手数料</p>	<p>三万三千元</p>	<p>二十三 略</p>	<p>二十三 略</p>	<p>二十三 略</p>	<p>二十三の三 法第五十二條の二 第二項 特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定申請手数料</p>	<p>四万五千円に二を乗え、算した額</p>	<p>二十三の四 法第五十二條の二 第三項 特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定申請手数料</p>	<p>六千四百円に二を乗じて算した額</p>	<p>二十三の五 法第五十二條の二 第四項 特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定申請手数料</p>	<p>六千四百円に二を乗じて算した額</p>	<p>二十三の六 法第五十二條の二 第五項 特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定申請手数料</p>	<p>六千四百円に二を乗じて算した額</p>	<p>二十三の七 法第五十二條の二 第六項 特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定申請手数料</p>	<p>六千四百円に二を乗じて算した額</p>	<p>二十六の五 法第六十八條第一項第二号 景観地区における建築物の高さの特例</p>	<p>十六万円</p>			
<p>る者</p>	<p></p>	<p></p>	<p>二十三 略</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>			
<p>又は第三項第二号の規定による建築物の高さの特例許可を受けようとする者</p>	<p>二十六の六 法第六十八條第五項の規定による建築物の高さの特例許可申請手数料</p>	<p>二万七千元</p>	<p>二十七 法第六十八條第三項、第二項又は第三項の規定による建築物の容積率等の制限に係る適用除外の認定を受けようとする者</p>	<p>再開発等促進地区等における建築物の容積率等の制限の適用除外認定申請手数料</p>	<p>二万七千元</p>	<p>二十八 法第六十八條第四項の規定による建築物の各部分の高さ制限の適用除外の認定を受けようとする者</p>	<p>再開発等促進地区等における建築物の各部分の高さ制限の適用除外認定申請手数料</p>	<p>四万五千円</p>	<p>二十九 法第六十八條第四項の規定による建築物の容積率等の制限に係る適用除外の認定を受けようとする者</p>	<p>区域特性等で区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率等の制限の適用除外認定申請手数料</p>	<p>二万七千元</p>	<p>三十 法第六十八條第五項の規定による建築物の各部分の高さ制限に係る適用除外の認定を受けようとする者</p>	<p>高度利用等を図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さ制限の適用除外認定申請手数料</p>	<p>四万五千円</p>	<p>三十一 法第六十八條第五項の規定による建築物の容積率等の制限に係る適用除外の認定を受けようとする者</p>	<p>区域特性に応じた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率等の制限の適用除外認定申請手数料</p>	<p>二万七千元</p>	<p>三十二 法第六十八條</p>	<p>地区計画等の区域計画等における建築物の容積率等の制限の適用除外認定申請手数料</p>	<p>二万七千元</p>
<p>認定を受けようとする者</p>	<p>二十七 法第六十八條第三項の規定による建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者</p>	<p>二万七千元</p>	<p>二十八 法第六十八條第四項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者</p>	<p>地区計画の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</p>	<p>二万七千元</p>	<p>二十九 法第六十八條第四項の規定による建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は同条第三項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者</p>	<p>住宅地高度利用地区計画の区域における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は同条第三項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</p>	<p>二万七千元</p>	<p>三十 法第六十八條第四項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者</p>	<p>住宅地高度利用地区計画の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</p>	<p>十六万円</p>	<p>三十一 法第六十八條第五項の規定による建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者</p>	<p>再開発地区計画の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</p>	<p>二万七千元</p>	<p>三十二 法第六十八條</p>	<p>再開発地区計画</p>	<p>十六万円</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>

<p>条の五の五の規定による建築物の算定に係る建築面積不算入の認定を受けようとする者</p>	<p>三十三略 三十四 法第八十五條第五項の規定による仮設建築物(次号に掲げる建築物を除く。)の建築物の許可を受けようとする者</p>	<p>三十四の二 法第八十五條第五項の規定による小規模仮設建築物(地階を除く階数が二以下かつ床面積が五百平方メートル以下の建築物に限る。)の建築物の許可を受けようとする者</p>	<p>三十五・三十六略 三十六の二 法第八十六條第三項の規定による一団地の建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者</p>	<p>三十六の三 法第八十六條第四項の規定による一団地の建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者</p>	<p>三十七 法第八十六條の二第一項の規定による一団地内認定建築物以外の建築物の建築の認定を受けようとする者</p>	<p>域における建築物の建ぺい率の算定に係る建築面積不算入認定申請手数料 十二万円 小規模仮設建築物建築許可申請手数料 五万五千円</p>	<p>十一万円に建築物の数を乗じて得た額を加算した額</p>
--	---	---	---	--	--	---	--------------------------------

<p>条の五第二項の規定による建築物の各部分の高さの許可を受けようとする者</p>	<p>三十三略 三十四 法第八十五條第四項の規定による仮設建築物の建築物の許可を受けようとする者</p>	<p>三十七の二 法第八十六條の二第二項の規定による一団地内認定建築物以外の建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者</p>	<p>三十九略 三十九の二 法第八十六條の二第一項の規定による一団地の建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者</p>	<p>三十九の三 法第八十六條の二第三項の規定による一団地の建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者</p>	<p>三十七 法第八十六條の二第一項の規定による一団地内建築物以外の建築物の建築の認定を受けようとする者</p>	<p>の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 十二万円 仮設建築物建築許可申請手数料</p>	<p>建築物(同一敷地内建築物を除く。)の数が同一敷地内において同一の号に於いて同一である場合は、建築物の数が二以上である場合は、建築物の数が七千円を超えて得た額</p>
---	--	--	---	--	--	--	---

<p>三十七の二 法第八十六條の二第二項の規定による一団地内認定建築物以外の建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者</p>	<p>三十七の三 法第八十六條の二第三項の規定による一団地内許可建築物以外の建築物の建築の許可を受けようとする者</p>	<p>三十八 法第八十六條の五第一項の規定による一団地の認定等の取消しを受けようとする者</p>	<p>三十九略 三十九の二 法第八十六條の二第一項の規定による一団地の建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者</p>	<p>三十九の三 法第八十六條の二第三項の規定による一団地の建築物の容積率等の制限に係る特例の許可を受けようとする者</p>	<p>四十・四十一略 四十の二 法第八十六條の二第二項の規定による一団地内建築物以外の建築物の建築の認定を受けようとする者</p>	<p>た額を加算した額 十一万円に建築物の数を乗じて得た額を加算した額 十二万円に建築物の数を乗じて得た額を加算した額 六千四百円に建築物の数を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>二万七千円</p>
<p>三十八 法第八十六條の五第一項の規定による複数建築物の認定の取消しを受けようとする者</p>	<p>四十・四十一略</p>	<p>四十・四十一略</p>	<p>三十九略</p>	<p>四十・四十一略</p>	<p>四十・四十一略</p>	<p>六千四百円に現に存する建築物の数を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>額を加算した額</p>

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。



平成十七年七月四日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第六十一号

佐賀県佐賀空港条例(平成十年佐賀県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「午前零時から午前四時まで」を「午前零時三十分から午前四時三十分まで」に、「午前七時三十分から午後九時三十分まで」を「午前六時三十分から午後九時まで」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(運用時間)</p> <p><b>第三条</b> 空港の運用時間は、午前零時三十分から午前四時三十分まで及び午前六時三十分から午後九時までとする。</p> <p>ただし、知事は、定期便の遅延、空港の施設の建設工事等のため必要があると認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。</p>	<p>(運用時間)</p> <p><b>第三条</b> 空港の運用時間は、午前零時から午前四時まで及び午前七時三十分から午後九時三十分までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港の施設の建設工事等のため必要があると認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。</p>

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 佐賀県知事  
古川 康  
平成十七年七月四日印刷及び発行

発行所 株式会社古川総合印刷  
発行定日 毎週月水金曜日